

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	：	：	法人名
------	---	---	-----

別表六十四 令四・四・一以後終了事業年度分

特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否					
特別試験研究費の額 (14の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7	円
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(九)「3」又は(別表六(十)「3」)	2		当期税額基準額 $((7)+(別表六(十五)「18」)) \times \frac{10}{100}$	8	
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)又は(別表六(十四)付表「13」、「16」又は「18」)	9	
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (3)と(15)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の③」)	10	
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3)-(4))と(16)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11	
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6				
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細					
措法第42条の4第7項各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容			特別試験研究費の額	
12	13			14	
第1号・第2号・第3号				円	
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
第1号・第2号・第3号					
計					
(14の計)のうち(12)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額				15	
(14の計)のうち(12)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額				16	